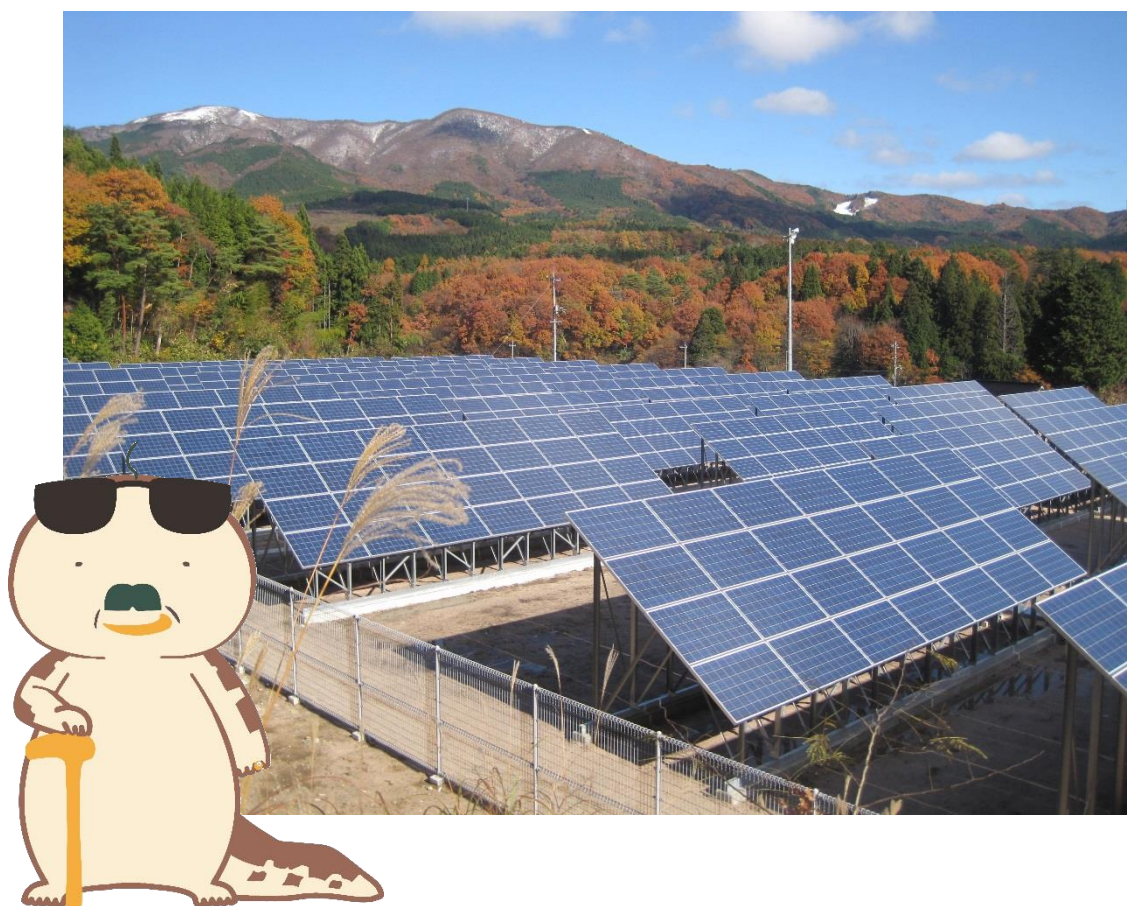


日 南 町 地 球 温 暖 化
防 止 実 行 計 画

(事務事業編)



平成28年7月

鳥取県日南町

第1章	基本的事項	2
1.	地球温暖化とは	2
2.	実行計画の法的位置づけ	2
3.	前計画の概要	3
4.	基本的事項	4
	(1) 計画の目的	4
	(2) 計画策定の基本的な考え方	4
	(3) 計画の位置づけ	4
	(4) 計画の期間	5
	(5) 計画の基準年	5
	(6) 計画の対象	5
第2章	計画の目標	8
1.	温室効果ガスの削減目標	8
2.	事務事業別の削減目標	8
3.	削減目標達成に向けた取組み	18
第3章	計画の推進と点検・評価	21
1.	推進・点検・評価体制	21
	(1) 庁内推進体制	21
	(2) 日常的な点検の実施	21
2.	継続的な進行管理	21
	(1) 各所属での推進	21
	(2) 進捗管理	21
第4章	低炭素社会モデルの構築	22
1.	地域資源の積極的な活用	22
2.	地域新エネルギーの積極的な活用	22
3.	地域再生計画	23
4.	日南町森林活用プロジェクト	23
5.	ゼロカーボンの理念	24

第1章 基本的事項

1. 地球温暖化とは

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのCO₂の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

2. 実行計画の法的位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第20条第2項で、「都道府県及び市町村は、（法第8条第1項に基づいて政府が策定する）地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」とされています。また、法第20条の3第3項において、地方公共団体実行計画（区域施策編）については、国の地球温暖化対策計画に即して定めることとされています。この地球温暖化対策計画については、現時点では策定されていません。これは、政府が*平成25年11月に気候変動枠組み条約に登録した目標を見直しを前提としているためです。

そして、政府は、「当面の地球温暖化対策に関する方針（平成25年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定）」として、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求める」との声明を出しています。

これは、温対法第20条第2項において、地方公共団体には、区域内における活動から排出される温室効果ガス抑制に向けた総合的かつ計画的な施策の策定と実施が義務付けられているため、それを具体化するのが、温対法第20条の3に基づいて策定するこの地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）です。温室効果ガス排出量の比較的大きい町が、自らの事務・事業により排出する温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものであり、地域の模範となる率先的な取組みが求められています。

【わが国の2020年以降の国際的枠組みの構築に向けた対応】

※COP17における合意に基づき、すべての締約国に適用される2020年以降の新たな法的枠組みについて、2015年のCOP21での採択を目指した交渉が進められてきた。2013年11月にポーランド・ワルシャワで開催されたCOP19では、全ての国に対し、COP21に十分先立って（準備できる国は2015年第1四半期までに）2020年以降の自国が決定する貢献（以下「貢献」という。）案を示すことが招請された。

そして、2014年12月にペルー・リマで開催されたCOP20では、貢献案の提出に関するCOP19の決定が再確認されるとともに、各国が貢献案を提出する際に含めるべき情報等が決定された。我が国の貢献案については、2014年10月以降、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループの合同専門家会合を開催して検討を進め、2015年4月に「日本の約束草案」の要綱案を同合同専門家会合において示した。

その後、同年6月に地球温暖化対策推進本部を開催し、「日本の約束草案」の政府原案を取りまとめ、パブリックコメントを経て同年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）を決定、同日付けで国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

3. 前計画の概要

①策定時期

平成14年5月

②計画期間

平成14年度から平成18年度の5年間（基準年度：平成13年度及び平成14年度）

③対象となる範囲

庁舎、保健センター、日南病院、日南石霞苑のIS014001認証取得4施設（当時）。平成15年度の見直しで日南町総合文化センターを追加、5施設を対象。

④削減目標

庁舎等4施設の温室効果ガス総排出量を平成14年度に対平成13年度比△3.0%。平成15年度に改訂した「日南町地球温暖化防止計画2003」により、庁舎等（5施設）からの温室効果ガス総排出量を、平成18年度には、対平成14年度比△3.0%。

■日南町地球温暖化防止計画2002における削減目標（表1）

削減目標項目	排出量	削減率
平成13年度総排出量（実績値）	1,221t-CO ₂	
平成14年度総排出量（目標）	約1,184t-CO ₂	△3.0%

■日南町地球温暖化防止計画2003における削減目標（表2）

削減目標項目	排出量	削減率
平成14年度総排出量（実績値）	1,177t-CO ₂	
平成18年度総排出量（目標）	約1,142t-CO ₂	△3.0%

⑤目標達成状況

「日南町地球温暖化防止計画2002」で定めた平成13年度（1,221t-CO₂）～平成14年度（1,177t-CO₂）の削減率は△3.6%で、目標（△3.0%）をクリア。

そして、「日南町地球温暖化防止計画2003」で定めた平成14年度（1,177t-CO₂）～平成18年度（1,136t-CO₂）の削減率は△3.5%で、目標（△3.0%）をクリア。

■日南町地球温暖化防止計画2002・2003における目標達成状況（表3）

基準値 a	目標値	実績値 b	削減率 (a-b)/a
(平成13年度)	(平成14年度)	(平成14年度)	△3.6%
約1,221t-CO ₂	約1,184t-CO ₂	約1,177t-CO ₂	
(平成14年度)	(平成18年度)	(平成18年度)	△3.5%
約1,177t-CO ₂	約1,142t-CO ₂	約1,136t-CO ₂	

4. 基本的事項

(1) 計画の目的

町は行政機関として様々な事務・事業を行う行政の主体としての役割を果たしている一方で、町内でも大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っています。従って、町内の事業者の一員として、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組まなければなりません。

本計画は、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に積極的に寄与するため、町自らの事務・事業における温室効果ガスの排出抑制に向けて、さらに取組みを推進することを目的に策定します。

(2) 計画策定の基本的な考え方

本町では、2002(平成14)年5月に計画期間を2002(平成14)年度から2006(平成18)年度とした実行計画を策定し、地球温暖化の防止に取り組み、前項のとおり、その目標をクリアしています。その後は、日南町環境基本計画の数値目標に定める「公共施設における二酸化炭素排出量」により、自ら排出する温室効果ガスの排出量を公表してまいりましたが、温対法第20条の3に基づき、これまでの経緯も踏まえ、新たな地球温暖化防止計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、温対法第20条の3で地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」です。

【温対法第20条の3】

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2016(平成28)年度から2030(平成42)年度までの15年間とします。なお、2011(平成23)年3月の東日本大震災及びその後の原子力発電所事故を契機として、我が国のエネルギー政策や地球温暖化対策は、流動的な要素を含むことになりました。そのため、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとしてします。

(5) 目標の基準年

わが国の「2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比 △26.0%」というCOP21で提出した削減目標の基準年に併せ、町の目標の基準年も、2013(平成25)年度とします。そして、日南町環境基本計画の数値目標との整合を図り、点検・評価及び見直し等における本町の地球温暖化対策の一貫性を確保します。

(6) 計画の対象

①対象物質

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質とします。ただし、ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンについては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定めるものを対象とします。

■本計画で対象とする温室効果ガス

(表4)

種類	化学式	主な発生源	※地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	・石油など化石燃料の燃焼 (全体の9割以上を占める)	1
メタン	CH ₄	・燃料の燃焼 ・廃棄物処理に伴う排出	21
一酸化二窒素	N ₂ O	・燃料の燃焼 ・廃棄物処理に伴う排出 ・笑気ガスの使用 等	310
ハイドロフルオロカーボン	HFC	・カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒 ・スプレー製品の噴射剤	140～11,700
※パーフルオロカーボン	PFC	・電子部品等の不活性液体や半導体のエッチング等	6,500～9,200
※六フッ化硫黄	SF ₆	・変圧器の電気絶縁ガス	23,900

※PFCとSF₆については、発生源がないことから、排出量を計上しない

※地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものである。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められている。

②計画の範囲



計画の範囲は、町が行う全ての事務・事業を対象とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

- 庁舎、町の所有する施設（指定管理者制度の施設を含む）、町が借り受けて、町の組織が使用している施設等（当該施設の内、町の組織の専有部分に限る）を対象とします。
- 町の事務事業に関連する事業者・団体等にも本計画への協力を要請します。
- ・庁舎や町の所有する施設等に常駐する事業者及び団体等
 - ・町の公共事業を請け負う事業者や町のイベント等を受託した業者等

■事務事業の範囲と分類

(表5)

分類	担当部署	施設・事務事業
①行政一般	総務課	役場庁舎（公用車管理を含む）  人権センター 上三栄、神福上集会所管理事業 消防・防災業務
	企画課	地域活性化支援センター管理事業 道の駅にちなん日野川の郷  公園管理事業 町営バス・デマンドバス管理運行業務 つるぎ会館、天体館管理、ぷらら、商工会館
	農林課	堆肥センター、畜産センター 日南邑、ゆきんこ村、イチイ荘 林業総合センター
	住民課	清掃センター 再生エネ事業

	建設課	公営住宅管理
②福祉	福祉保健課	健康福祉センター 地域包括支援センター、福祉事務所 子育て支援センター
	保育園	にちなん保育園 分園山の上保育園、分園石見保育園
	日南福祉会	介護福祉センターあかねの郷  デイサービスセンターかすみ荘、おおくさ荘 グループホーム虹の郷、あさひの郷
③スポーツ施設	教育委員会	日南町体育館、日南町武道館 日南町総合グラウンド（テニスコートを含む）
④下水道	建設課	簡易水道事業
⑤上水道	建設課	農業集落排水事業
⑥病院	日南病院	日南病院
⑦道路設備	企画課	防犯灯（商工会管理）
	建設課	除雪対策事業
⑧教育委員会	教育委員会	日南小学校、日南中学校 日南町総合文化センター（図書館、美術館含む）  郷土資料館 日南町給食共同調理センター

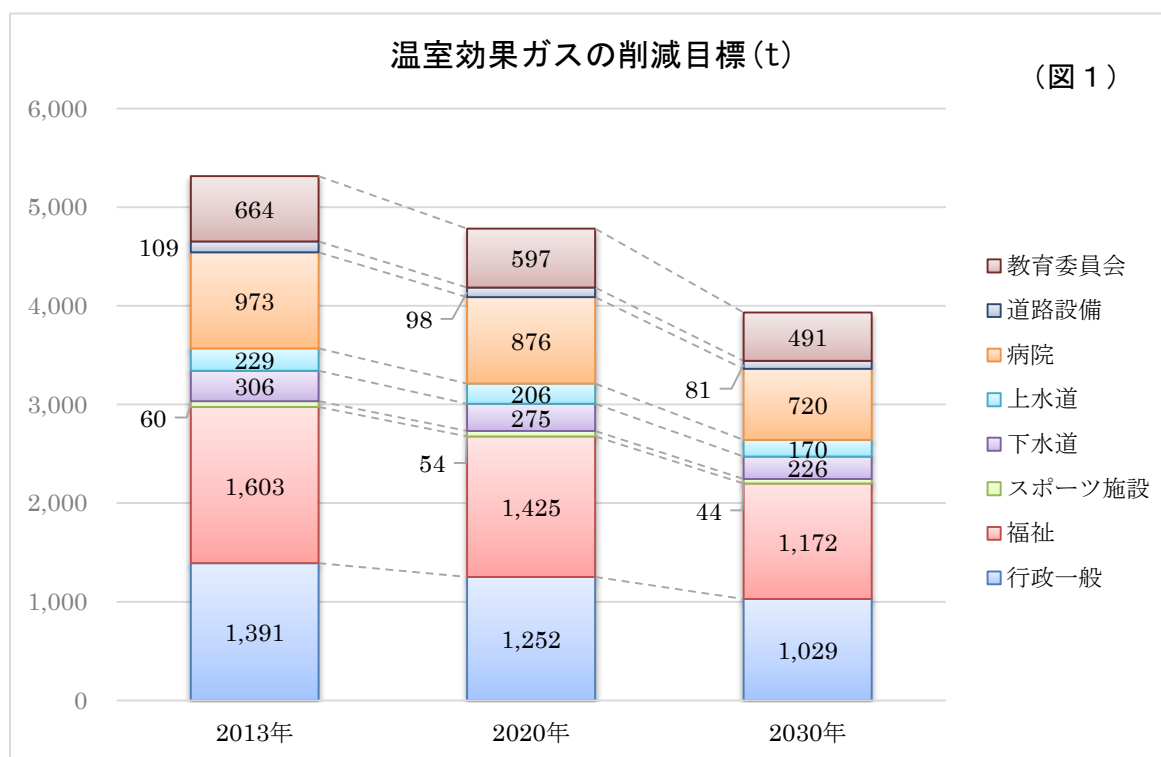
第2章 計画の目標

1. 温室効果ガスの削減目標

本計画では、町自らの活動に伴う温室効果ガス排出量を、「計画の最終年度である2030(平成42)年度において、2013(平成25)年度の水準から26%削減すること」を目標とします。また、中期目標として、「平成2020(平成32)年度において、2013(平成25)年度の水準から10%削減すること」を掲げます。

【温室効果ガスの総排出量の削減目標】

○日南町は、2030(平成42)年度において、温室効果ガスの総排出量を2013(平成25)年度の水準から26%削減します。また、中期目標として、平成2020(平成32)年度において、2013(平成25)年度の水準から10%削減します。

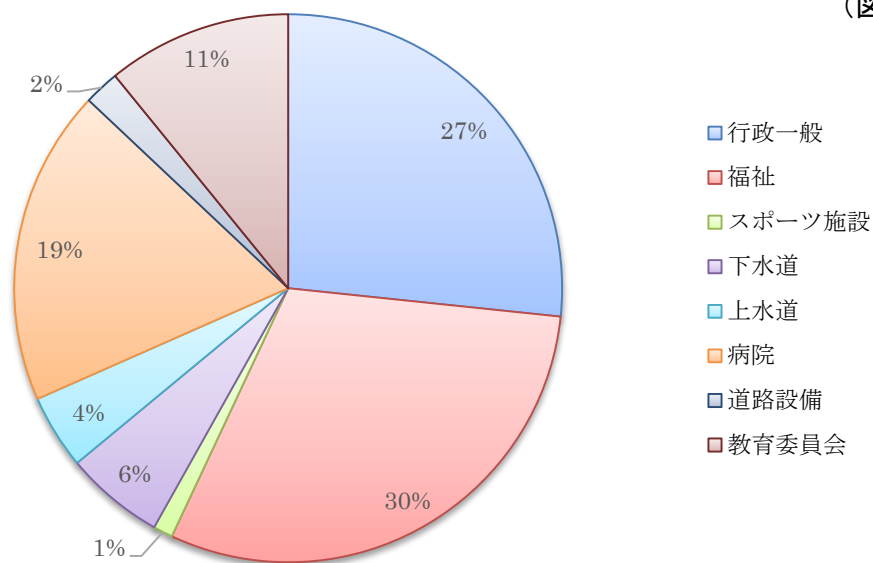


2. 事務事業別の削減目標

事務事業別の削減目標を次のように定めます。ここでは、エネルギー使用量の削減に対して目標を設定することで、温室効果ガス排出係数の増減に左右されずに省エネに対する取組効果を評価します。

基準年(2013年)における事務事業別温室効果ガス排出量

(図2)



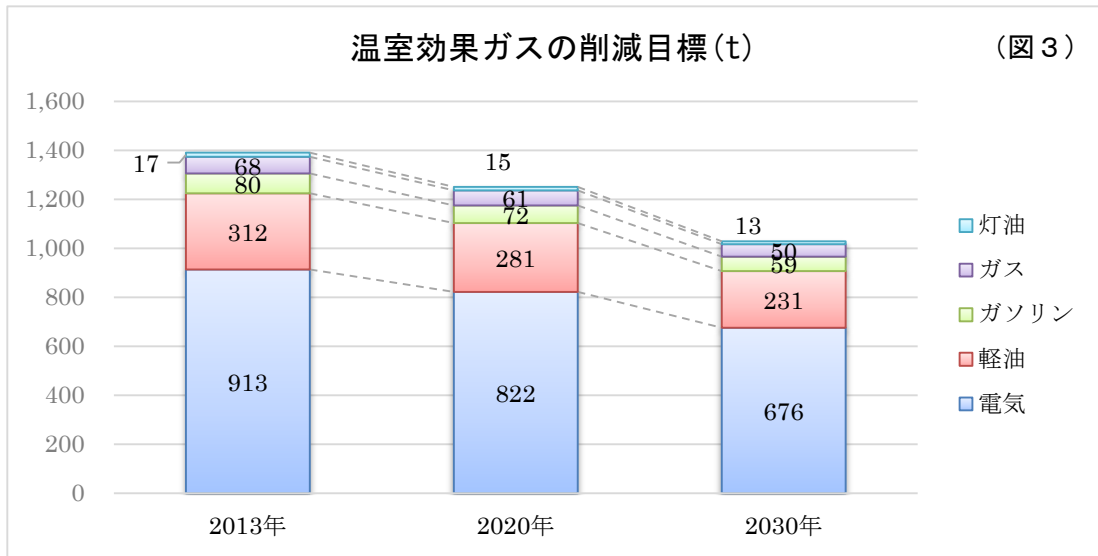
基準年(2013年)における温室効果ガス排出量

(表6)

	電気	ガス	灯油	ガソリン	軽油	計(kg)
①行政一般	913,051	68,234	17,260	79,943	312,490	1,390,978
②福祉	1,147,974	61,912	347,966	45,570		1,603,422
③スポーツ施設	60,481					60,481
④下水道	305,934					305,934
⑤上水道	228,587					228,587
⑥病院	591,854	19,186	344,012	8,262	9,695	973,009
⑦道路設備					109,006	109,006
⑧教育委員会	554,821	50,420	45,968	8,596	4,654	664,459
合計	3,802,702	199,752	755,206	142,371	435,845	5,335,876

《行政一般》

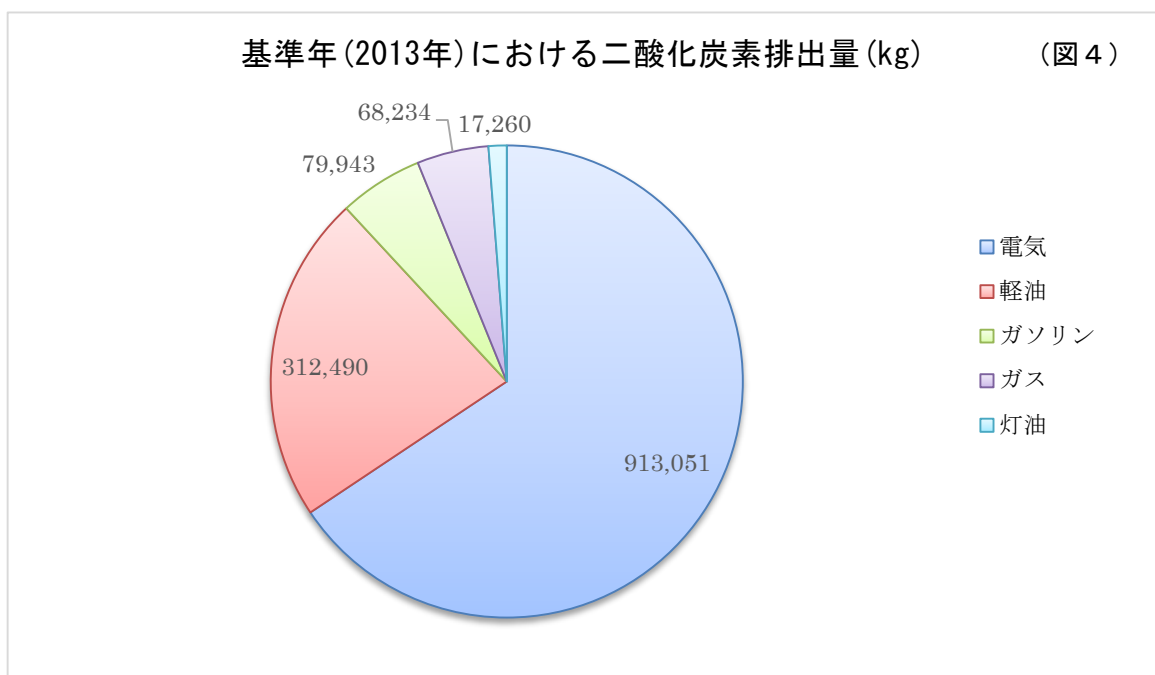
- 職員の取組みや施設利用者の協力による日々の省エネ行動の徹底に加え、節電対策の通年実施
- 環境配慮型公共施設の整備、再生可能エネルギーの導入
- LED等の省エネ機器の導入
- 電力使用量や公用車の燃料使用量の削減
- 公用車の次世代自動車等への更新



基準年(2013年)における燃料使用量

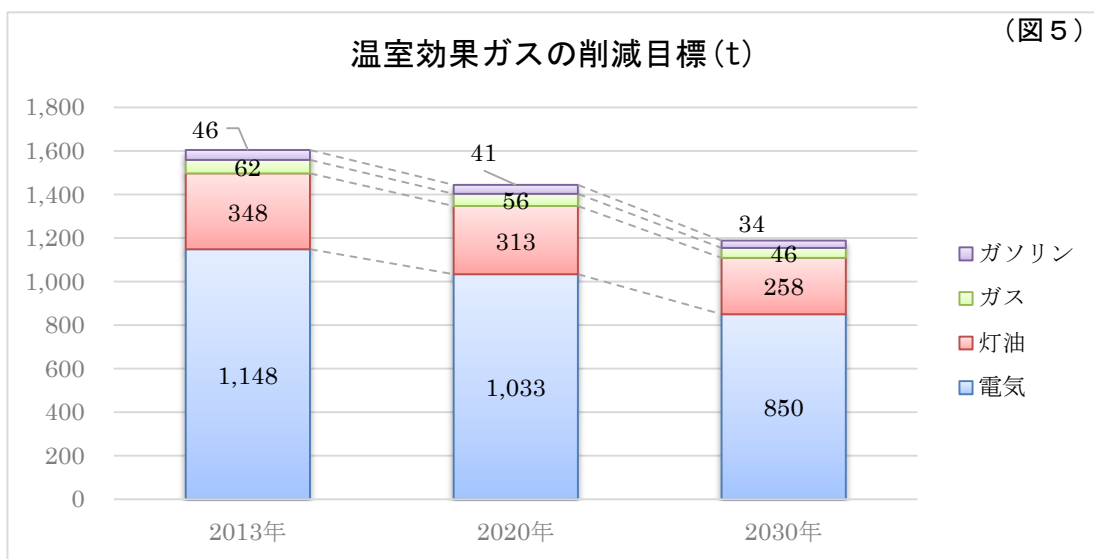
(表 7)

	電気(kWh)	ガス(m ³)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)
行政一般	1,293,274	11,435	6,542	17,863	112,689



《福祉》

- 職員の取組みや施設利用者の協力による日々の省エネ行動の徹底に加え、節電対策の通年実施
- 環境配慮型公共施設の整備、再生可能エネルギーの導入
- LED等の省エネ機器の導入
- 電力使用量や公用車の燃料使用量の削減
- 公用車の次世代自動車等への更新



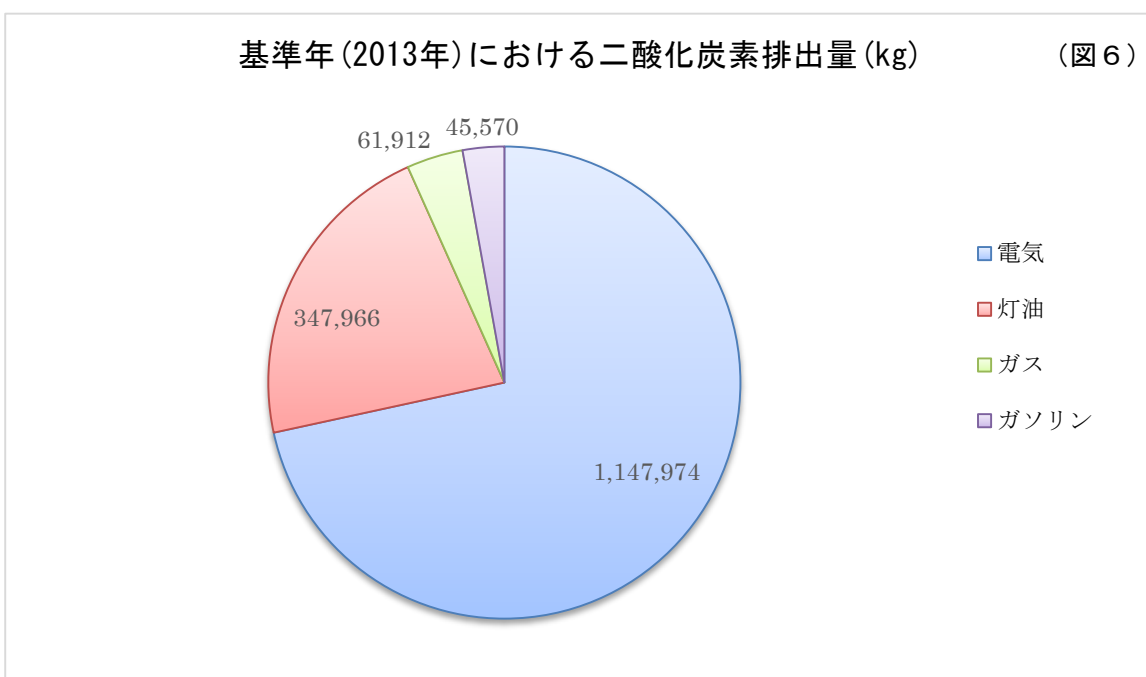
基準年(2013年)における燃料使用量

(表8)

	電気(kWh)	ガス(m ³)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)
福祉	1,626,029	9,675	139,744	19,628	0

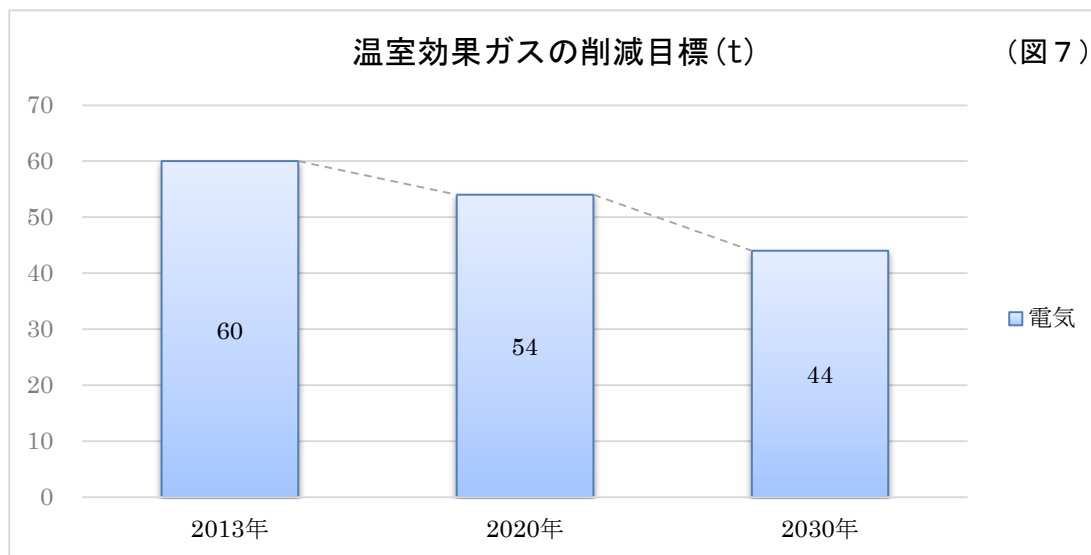
基準年(2013年)における二酸化炭素排出量(kg)

(図6)



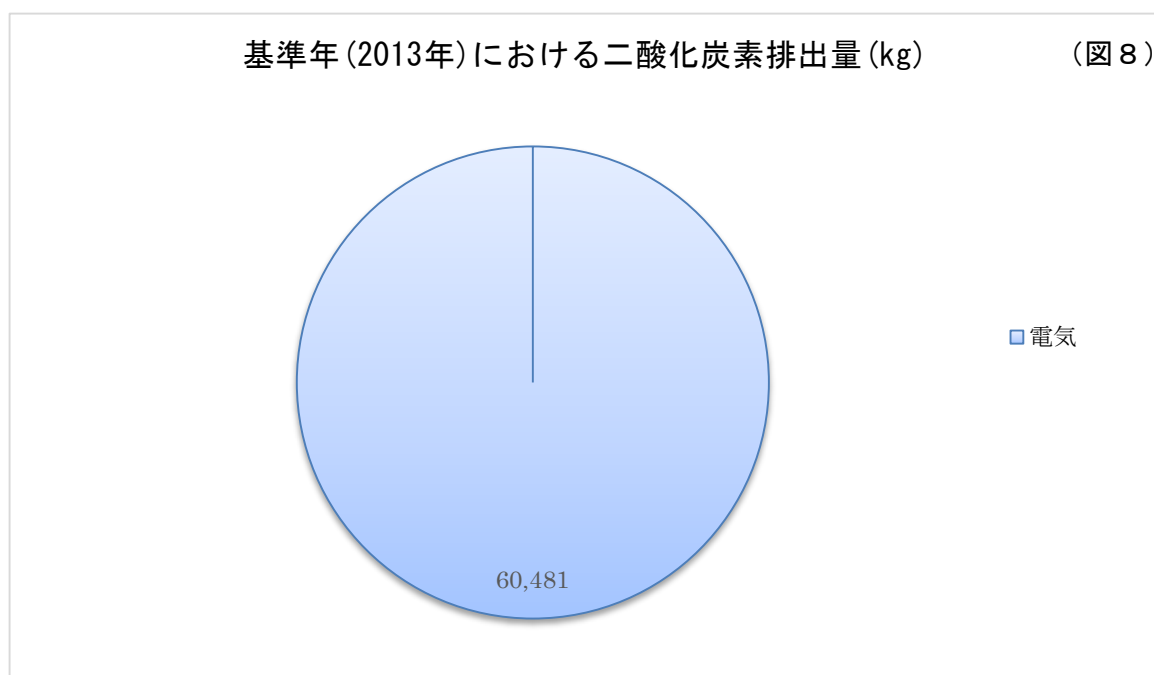
《スポーツ施設》

- 職員の取組みや施設利用者の協力による日々の省エネ行動の徹底に加え、節電対策の通年実施
- 環境配慮型公共施設の整備、再生可能エネルギーの導入
- LED等の省エネ機器の導入
- 電力使用量の削減



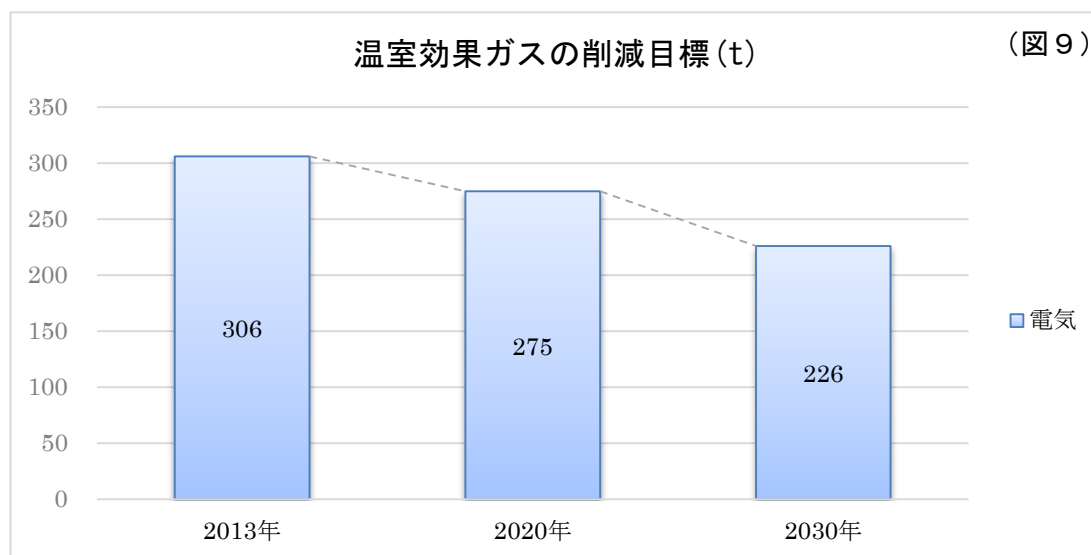
基準年(2013年)における燃料使用量 (表 9)

	電気 (kWh)	ガス (m ³)	灯油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
スポーツ施設	85,666	0	0	0	0



《下水道》

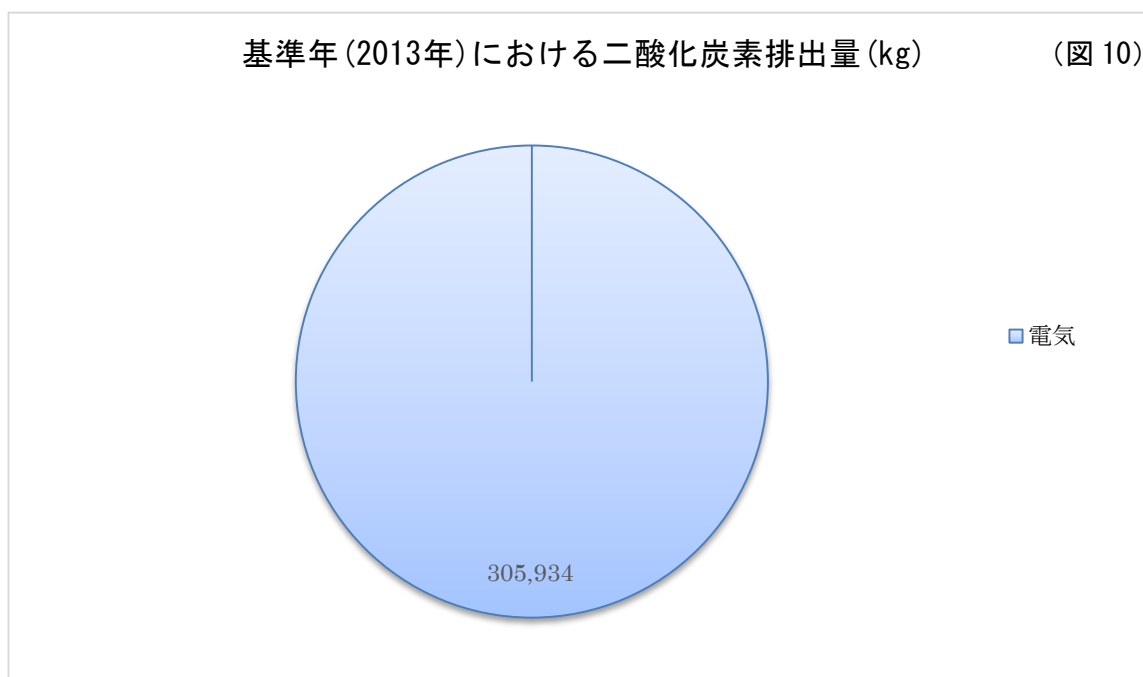
- 省エネ行動の徹底に加え、節電対策の通年実施
- 処理場のポンプ更新時における効率的な機器更新
- 下水汚泥の効率的な処理
- 処理状況に応じた効率的な運転



基準年(2013年)における燃料使用量

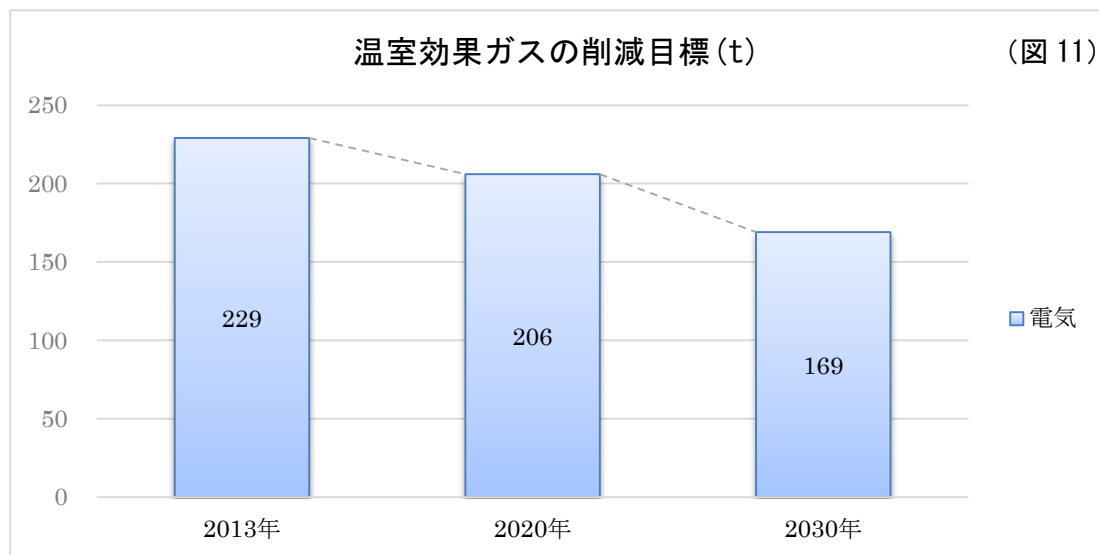
(表10)

	電気(kWh)	ガス(m ³)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)
下水道	433,334	0	0	0	0



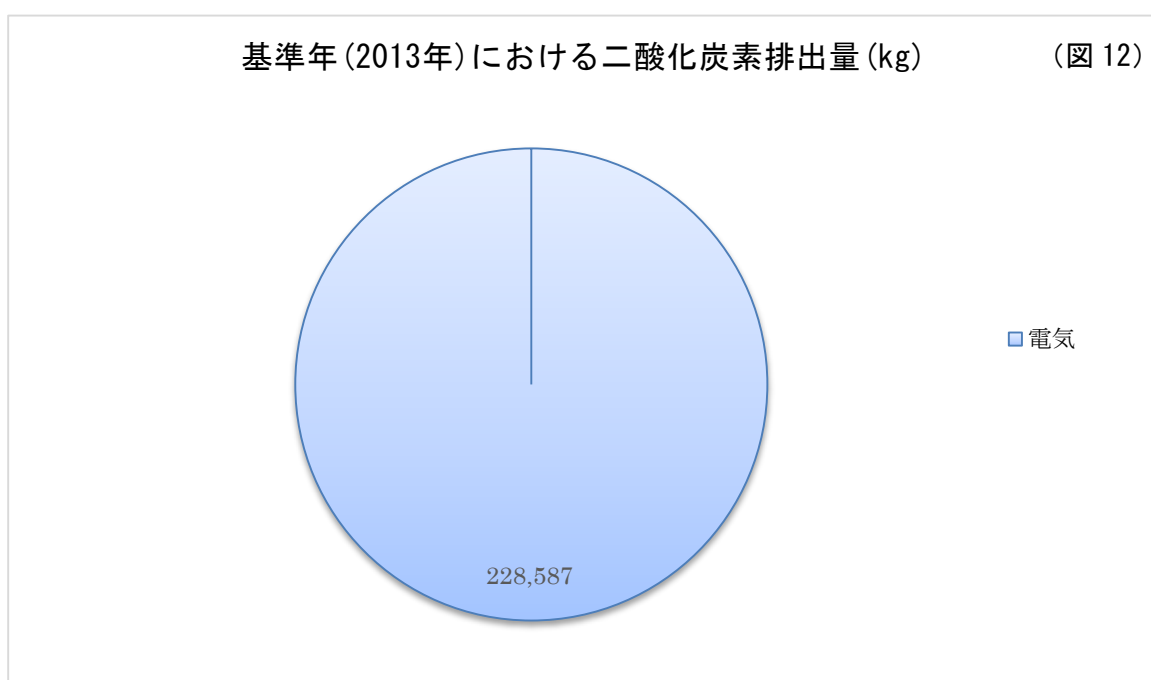
《上水道》

- 配水場ポンプの高効率化
- 配水場のポンプ更新時における効率的な機器更新



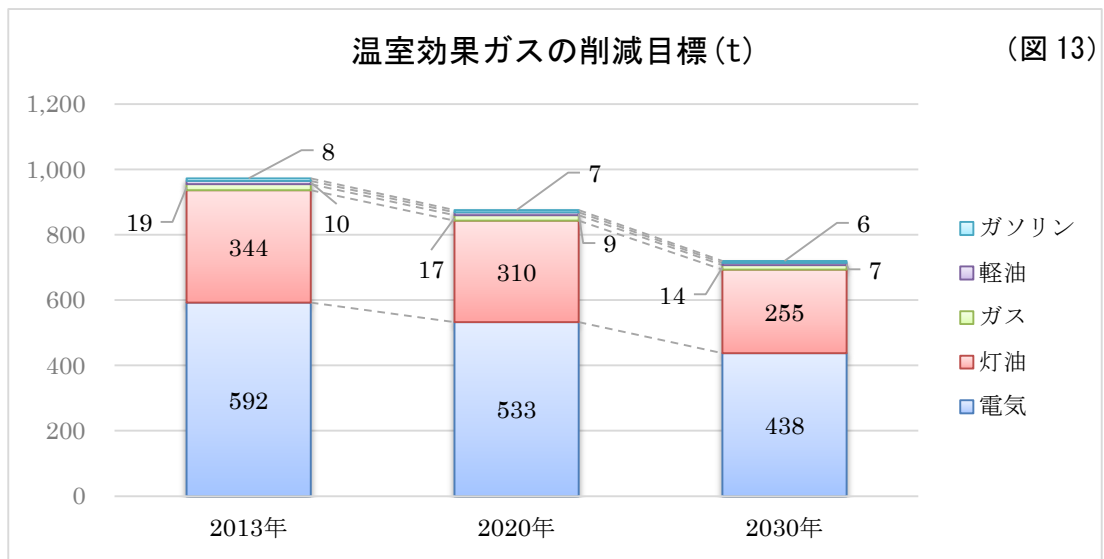
基準年(2013年)における燃料使用量 (表11)

	電気 (kWh)	ガス (m ³)	灯油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
上水道	323,777	0	0	0	0



《病院》

- 職員の取組みや施設利用者の協力による日々の省エネ行動の徹底に加え、節電対策の通年実施
- LED等の省エネ機器の導入
- 電力使用量や公用車の燃料使用量の削減
- 公用車の次世代自動車等への更新
- 日南病院中期経営計画（H24～H28）に基づく環境に配慮した病院経営
- 資源回収の強化やリサイクル品の推進、廃棄物の減量化



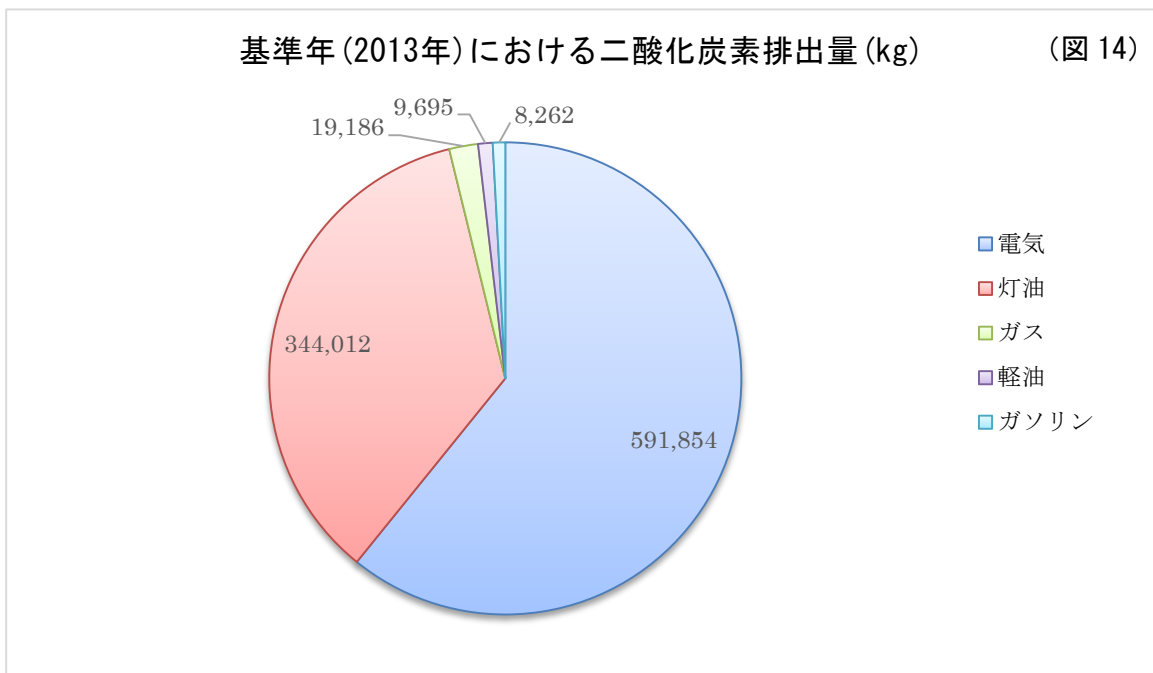
基準年(2013年)における燃料使用量

(表12)

	電気(kWh)	ガス(m ³)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)
病院	838,320	3,215	127,220	3,003	3,463

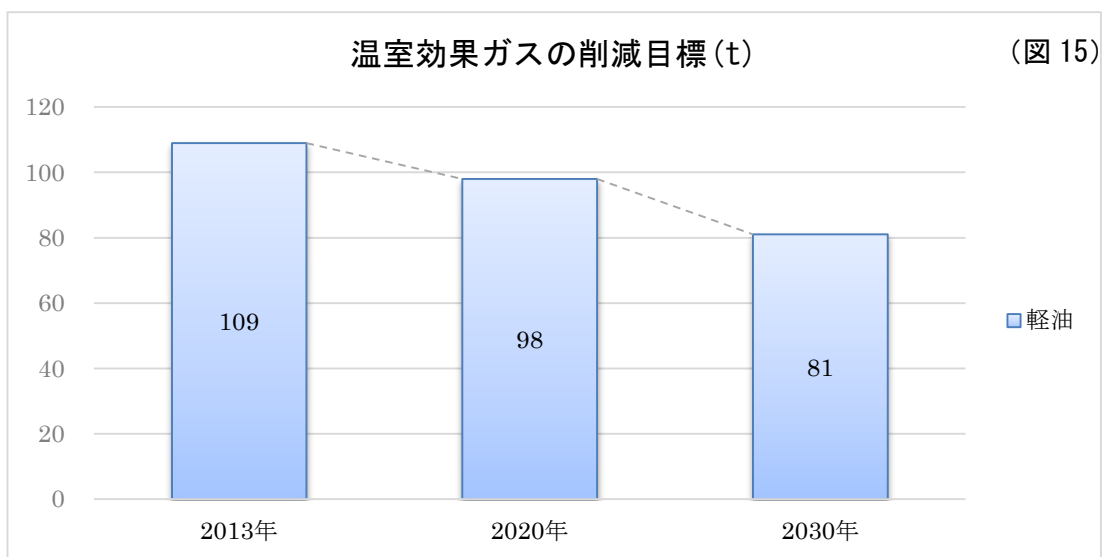
基準年(2013年)における二酸化炭素排出量(kg)

(図 14)



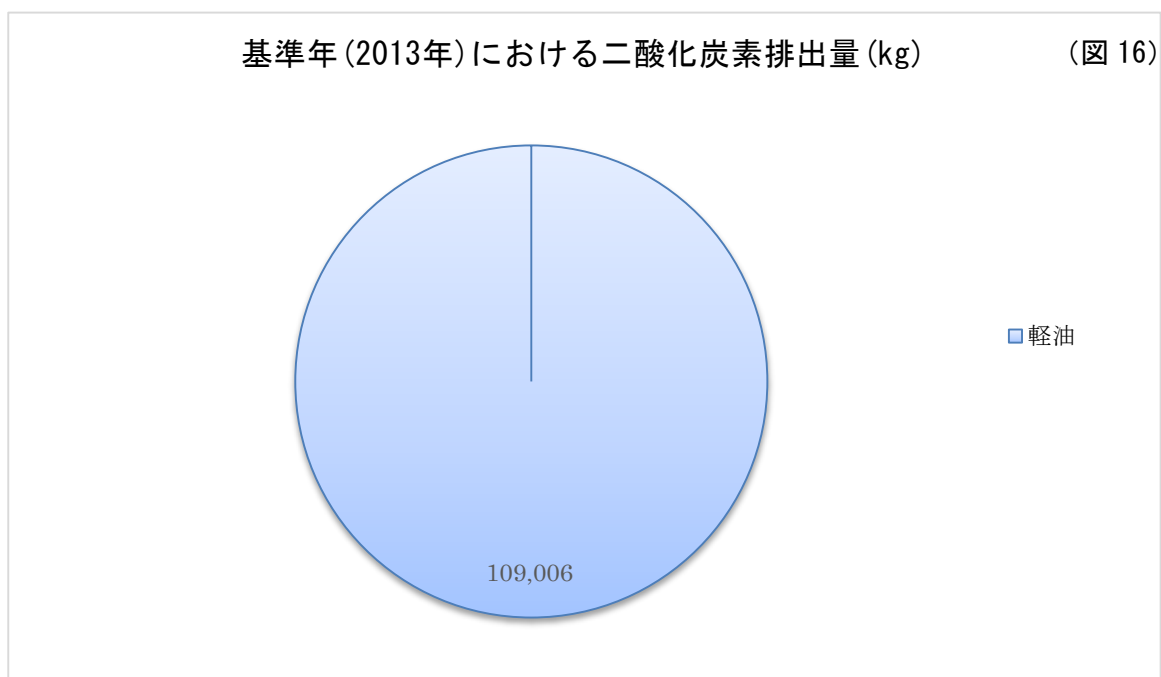
《道路設備》

- 除雪受託者の取組みや省エネ行動の徹底に加え、効率的な除雪体制の構築
- LED等の省エネ機器の導入



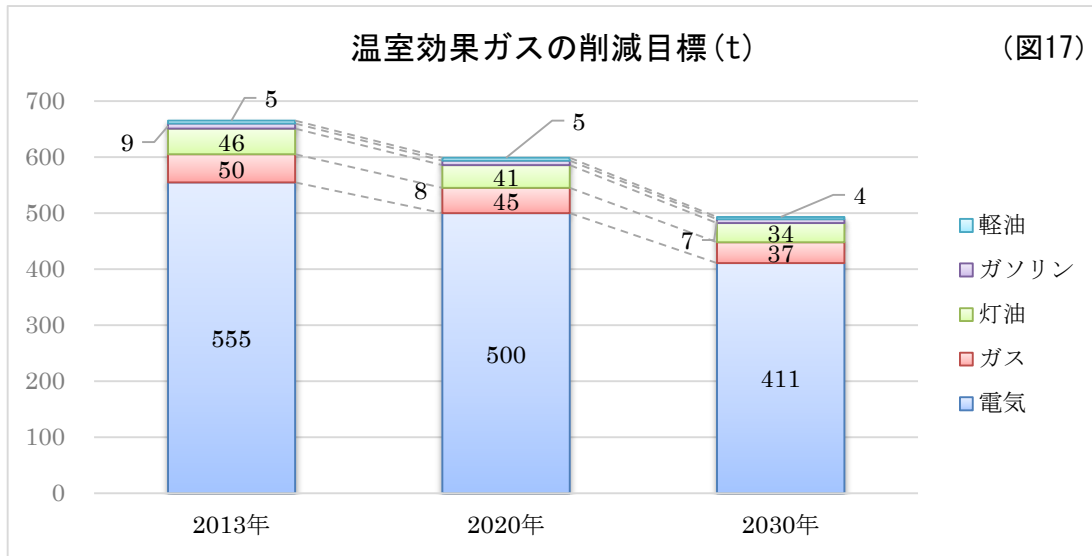
基準年(2013年)における燃料使用量 (表13)

	電気 (kWh)	ガス (m ³)	灯油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
道路設備	0	0	0	0	41,036



《教育委員会》

- 教職員や児童・生徒が一体となった日々の省エネ行動の徹底や節電対策の通年実施
- 校舎等の改修・更新（建替え）における再生可能エネルギーの導入や環境配慮型施設への転換
- 環境配慮型公共施設の整備、再生可能エネルギーの導入
- LED等の省エネ機器の導入
- 電力使用量や公用車の燃料使用量の削減



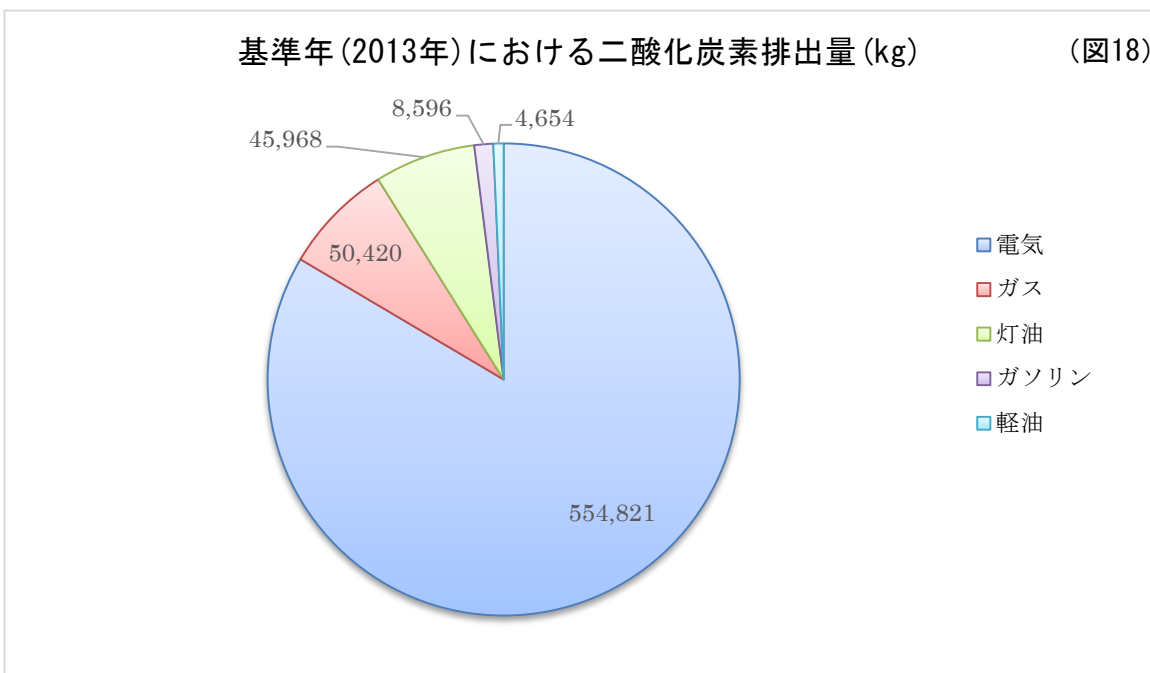
基準年(2013年)における燃料使用量

(表14)

	電気(kWh)	ガス(m ³)	灯油(L)	ガソリン(L)	軽油(L)
教育委員会	785,865	8,449	14,720	2,702	0

基準年(2013年)における二酸化炭素排出量(kg)

(図18)



3. 削減目標達成に向けた取組み

本計画に基づく重点的に推進施策を次のとおり定め、日南町総合計画、日南町過疎計画及び各施設の整備・改修計画等との整合を図りながら、計画的・経済合理的に地球温暖化防止対策を推進します。

①環境配慮型公共施設の整備推進

町が改修・更新を行う公共施設を対象に、設計段階よりエネルギーの有効利用や水利用の合理化・再利用等に配慮するとともに、発注時には廃棄物の適正処理や発生抑制、環境負荷の少ない施工方法などを選定するなどし、ライフサイクルを通じて環境負荷の少ない施設の整備を推進します。

また、昨今のエネルギーマネジメントの重要性、災害時における防災拠点機能強化の必要性などを踏まえ、太陽光発電等の再生可能エネルギーや燃料電池、電気自動車の蓄電・輸送・供給機能などを組み合わせた防災拠点としての機能強化も視野に入れ整備を検討します。



太陽光発電設備を備えた子育て支援センター

②環境負荷の少ない施工の推進

「建設副産物の手引き」を活用し、建設廃棄物及び建設発生土の適正処理を推進します。また、公共工事における環境配慮型建設機械（低騒音・低振動、低排出ガス型）の使用を推進します。

③施設管理における省エネルギー対策の徹底

・冷暖房温度の適正な管理を行うとともに、町民利用施設では、外気温の状況に合わせて柔軟に対応することにより、クールシェアリング/ウォームシェアリングの一環としても、町民利用の促進を図ります。

※クール/ウォームシェアリング：家庭の空調を止めて、公共施設など適切に温度管理された場所に行き、みんなで利用すること。

・窓ガラスへの遮熱シート貼付、緑のカーテンなどにより、日射による夏期の室温上昇を抑制し、空調効率の向上を図ります。

・自動販売機の設置に当たっては利用状況に応じた適切な台数とし、省エネ型の機器の設置を推進し適切な運転管理を行います。

④公共施設への省エネ機器・環境負荷の少ない製品等の導入

・公共施設へのLED照明等の省エネ機器の導入を推進します。

・環境負荷の低減に向けて、大量に使用している紙類をはじめ、町が購入する事務用品やOA機器類を含め全ての製品や物品について、環境負荷のできるだけ少ない製品の優先的な購入に努めます。

- ・間伐材の積極的な活用、F S C 認証材など環境に配慮した建築資材の選択を推進します。

⑤エネルギー使用機器等の適正利用

■空調機器（冷暖房機器）

- ・空調の設定温度の適正化を図ります（夏期は28℃、冬期は18℃）。
- ・会議室などは使用時のみ空調を利用します。

■照明機器

- ・昼休みは、窓口業務を除き、全ての照明を消灯します。
- ・会議室や倉庫などは使用時のみ点灯します。
- ・時間外勤務の際は、必要な照明のみ点灯します。

■OA機器

- ・パソコン、コピー機、プリンター等は、省エネモードを活用します。
- ・退庁時、OA機器などの主電源OFF、消灯を徹底します。

■その他の設備・機器等

- ・毎週水曜日のノー残業デーには、定時退庁に努めます。
- ・電気ポットなどの多電力消費機器の使用を控えます。
- ・長時間電気機器を使用しない時はプラグをコンセントから抜きます。

⑥自動車の利用抑制

- ・町営バス、JRなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- ・会議等で複数の職員が同一方面へ移動する際は相乗りを励行します。
- ・ノーカーデーの取組みを推進します。

⑦環境負荷の少ない公用車の利用と購入

公用車の利用にあたっては、環境負荷の少ない運転方法(エコドライブ)を心がけるとともに、購入・更新にあたっては次世代自動車を中心とした環境負荷の少ない自動車への転換を図り、公用車の利用に伴う燃料使用量を削減し、二酸化炭素の排出を抑制します。



⑧グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）等の推進

- ・物品の購入が必要となる際には、「日南町グリーン購入基本方針」に基づき、環境負荷の少ない物品の優先的な調達を推進します。
- ・環境配慮契約法に基づいた方針を定め、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進します。
- ・グリーン電力の購入、CO²排出係数の低い電力の購入について検討します。

⑨廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- ・必要のある書類のみプリントアウトします。
- ・用紙類、廃棄文書などの再資源化を図ります。
- ・回収ボックス等（古紙、缶、ペットボトルなど）を設置し、分別を進めリサイクルを推進します。
- ・メーカー等のリサイクル回収の対象製品のリサイクルに努めます。

第3章 計画の推進と点検・評価

1. 推進・点検・評価体制

(1) 庁内推進体制

地球温暖化対策は、総合計画等に基づく温室効果ガスの排出抑制等に関係のある施策について、その施策の目的の達成に向けた庁内の各担当課との連携が必要となります。

そこで、本計画は、住民課内に置く事務局が進捗管理し、計画の実効性を高めるため、既設の日南町環境基本計画推進連絡会議（座長：副町長）の各所属委員を推進員として配置、必要に応じて、地球温暖化対策推進のための連絡会議を開催します。

(2) 日常的な点検の実施

推進員は、計画の実効性を高めるため、エネルギー使用量の状況や取組内容を把握・点検・評価し、計画の数値目標の達成に向けた取組みを推進します。また、所属職員に対して、環境に配慮した事務・事業を推進するための情報を提供するとともに、客観的情報を共有し、認識を揃えて検討・議論を行う機会の創出に努めます。

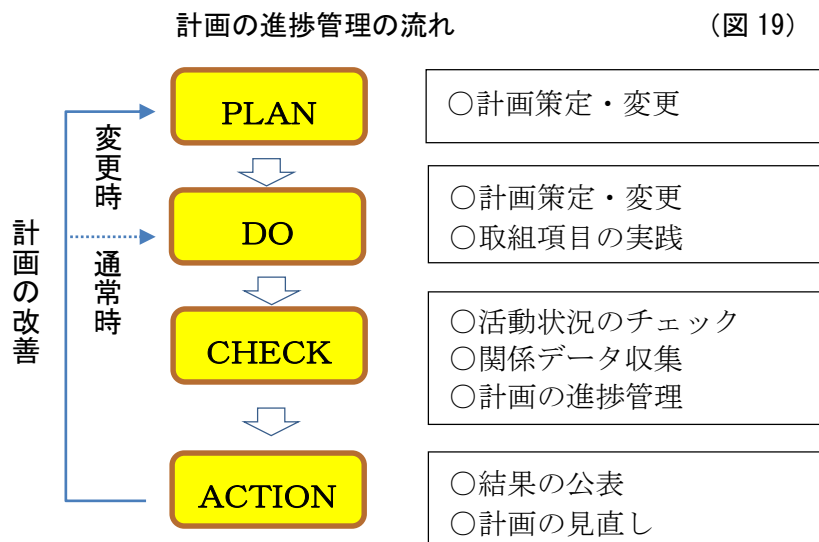
2. 継続的な進行管理

(1) 各所属での推進

エネルギー使用量の状況や取組達成状況を的確に把握することは、継続的に管理を推進するためには、極めて重要な事項です。推進員は、各所属における計画の推進に努めるとともに、その実施状況を点検・評価します。

(2) 進捗管理

事務局は、各所属に対して定期的に調査、報告を求め、推進員は、各所属の取組状況やエネルギー等の使用量などを取りまとめ、事務局に報告することとします。事務局は、その結果を集計し、本町の事務・事業における温室効果ガスの排出量や目標の達成状況等を公表します。



第4章 低炭素社会モデルの構築

1. 地域資源の積極的な活用

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を機に、日本のこれからのエネルギー利用、エネルギー政策の在り方について、国民の関心が高まる中、本町では、平成23年12月、日南町再生可能エネルギー利用促進条例を制定しました。

町では、この条例の理念と平成14年度に策定した「日南町地域新エネルギービジョン」に基づき、平成24年12月、出力340kWの石見東太陽光発電所を建設、その後、平成27年9月には、基幹改良工事を実施した新石見小水力発電所(出力90kW)が稼働を開始、(株)日南町小水力発電公社の新日野上小水力発電所(出力660kW)を含めると、これら3基の再生エネルギー発電施設の総発電量は、町内の一般家庭の消費電力の約50%をまかなっていることとなります。

日南町の広大な森林、農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源です。そんな町の資源を活かしたバイオマス、太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図っていく必要があります。とりわけ、町土の9割を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定によっては、エネルギー需給量に止まることなく、地域経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく要素を多分に含んでいます。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの積極的な導入が望まれます。

2. 地域新エネルギーの積極的な活用

本町のエネルギー消費の特徴は、地場産業の停滞により、運輸部門が全体の約50%を占めています。産業部門がこれに続きますが、家庭部門とほぼ同程度の20%と小さく、そのエネルギー消費の約半分を軽油に頼っています。つまり、町内運輸、産業部門の燃料の非化石エネルギーへの転換は、大きな課題と言えますが、残念ながら、町のとりうる手段は限られています。これに対し、家庭部門の約60%は灯油であり、主に暖房用の低熱利用に向けられています。加えて、電力による暖房利用も多いと推測することができますので、これらの熱需用を地域新エネルギーで代替できるならば、地球環境にとっても、地域の自立にとっても望ましく、また、町としても一定の対応が可能と考えられます。

本町における木質バイオマス利用の意義は、賦存状況が最大とされるというだけでなく、町の基幹産業である木材業、林業の再生にあります。ダイオキシン規制による廃材処理費用の抑制、国際標準になりつつある乾燥製材品の製造力強化、また、森林育成に不可欠な間伐材の利用先確保など、林業関係者の期待も高まっています。

これまで、木質バイオマスの実用化は、設備機器の導入コストや少量で分散している林地残材の収集・運搬費用が嵩み、採算が見込めないため、これまで注目されてきませんでした。しかし、近年、廉価な小型燃焼機などの研究、開発が急ピッチで進み、公共施設はもちろんのこと、町内一般家庭の小規模分散的な熱需用に対する熱供給、燃料供給システム構築の検討は、町内の新たな起業意識の誘発に繋がっていくものと考えます。

具体的には、化石燃料消費量の現状と今後のエネルギー需要、そして、発電併設の適否を

検討し、ペレット又は木材チップ等を燃料とする最適なボイラー設備等の導入効果を分析します。また、限りある資源を有効に使い負荷の少ない環境づくりを進め、日頃の日常生活や事業活動を見直して、藁や炭などの代替エネルギーの利活用を図ります。

3. 地域再生計画

県土面積の約10%という本町の面積は34,087haで、その内、林野面積は30,346haで町土の約89%、人工林は林野面積の約60%を占めています。今後、持続可能な低炭素社会の町をめざしていくうえでも、水源涵養はもちろんのこと、生態系保全という面からも適切な森林管理が町には求められています。

約6割という人工林は一体的な管理が可能な森林であり、その内訳はスギが5割、ヒノキが3割、マツが2割となっています。日南町全体における人工林の年間成長量は、鳥取県の収穫予測表で試算した場合、約15万 m^3 であると言われています。その内、収穫率を7割として試算すると、年間の収穫可能数量は約10万 m^3 となります。林齢構成も7齢級（35年生）から11齢級（55年生）が中心で、多くの山が収穫時期を迎えており、生産コストをかけず、定量・定品質・定価格に材の安定供給を可能とするシステム作りが平成16年度から始まっています。

こうした中、町の林業事業を体系的に推進し、かつ環境・生態系に配慮した林業を目指すとした地域再生計画「地球環境にやさしい新森林業の形成」が、平成17年に採択となりました。その地域再生計画で謳ったのが、①町内の森林資源のデータベース化、②「森林施業計画」と工場の新築移転や団地化、③「森林認証」と「COC認証」の取得と新商品、高付加価値商品の開発、④木質バイオマス燃料の製造、⑤木材流通基盤の整備の5項目であり、それらは全て、今日の林業再生事業の礎となっています。

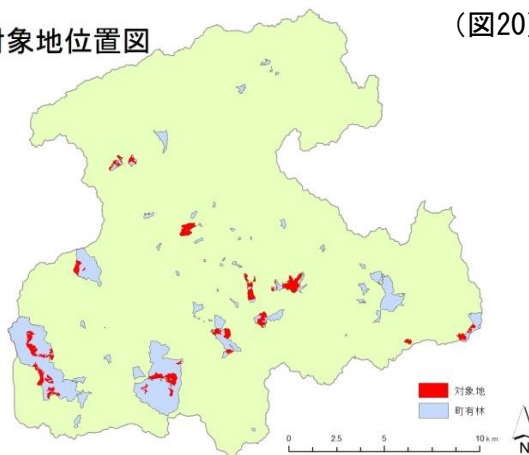
4. 日南町森林活用プロジェクト

日南町は一級河川日野川の源流に位置し、鳥取県西部の水瓶として、適切な森林管理による水源涵養の森を育むという重大な責務があります。また、日南町には森林を由来とした貴重な動植物も多数生息しており、生態系・環境保全という面にも配慮した森林管理が求められています。これらの貴重な生態系を守る事と、林業活性化を促進することの両立を目指し、地域再生計画においてF S C森林認証の取得をかけた。

F S C森林認証とは、森林の環境保全・生態系に配慮し、さらに経済的にも持続可能な適切に管理された森林を国際的に認証する制度です。鳥取大学の協力を得て、平成22年に町有林を中心に約2,600haでF S C認証を取得し、平成25年には、森林面積の65%を占める約20,000haがF S C認証林となっています。そして、その認証を受けた町有林の間伐地では、J - V E Rを取得しました。

J-VER対象地位置図

(図20)



J-VER制度とは、京都議定書に基づき、二酸化炭素の削減量・吸収量を認定し、「自らの二酸化炭素の排出量を他の場所の削減量（クレジット等）で埋め合わせ相殺すること（カーボン・オフセット）」を可能にした制度で、本町は、平成25年3月に認証されました。

日南町有林におけるJ-VERクレジット (表15)

プロジェクト名	鳥取県日野郡日南町における間伐促進によるCO ² 吸収量の増大プロジェクト		
プロジェクト登録番号	0133		
プロジェクト登録日	平成23年6月30日		
プロジェクト認証番号	0133001		
プロジェクト認証日	平成25年3月12日		
認証された発行量	6,604 t (内、*バッファー分198 t)		
2008(平成20)年度	吸収量	766 t	面積(ha)
2009(平成21)年度		1,086 t	
2010(平成22)年度		1,500 t	
2011(平成23)年度		1,828 t	
2012(平成24)年度		1,424 t	
計		6,604 t	
		96.55	
		134.52	
		207.33	
		260.67	
		302.48	

バッファー分：自然災害や土地収用など避けがたい不測の事態に備えるため、補填用クレジットとして確保しておくもの（発行量の3%相当）

5. ゼロカーボンの理念

町では、この豊かな自然とその恵みを次世代に継承していくため、平成20年3月に「日南町環境基本計画」を策定（平成24年4月、平成28年3月に一部改正）しました。この計画を基盤とし、町では、長期的な視点で、ゴミの減量化・資源化・生ごみの堆肥化・リサイクルの推進に取り組んでいます。そして、小水力発電、太陽光発電及びJ-VER制度といった地球温暖化防止対策に着手するとともに、森林資源など町の特性を活かした再生可能エネルギー事業についても検討を開始しました。また、平成28年4月にオープンした道の駅「にちなん日野川の郷」における「寄付型オフセット商品」の販売も町の低炭素社会づくりを实践するもので、日本初の「CO²排出ゼロの道の駅」への取組みとして注目を集めています。

こうした取組みは、町の低炭素社会づくりの基本となるものですが、この地球温暖化防止実行計画は、温対法第20条の3に基づいて策定する「事務事業編」であり、町全体の温室効果ガス排出量削減計画「区域施策編」ではありません。従って、この「事務事業編」には、その取組みの一部しか反映することができません。ただ、それら施策に共通する「ゼロカーボンの理念」を行政の地球温暖化防止対策にも活かし、環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現に努めます。